

この書面の内容を十分にお読み下さい。

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

商号 ヘッジファンドバンキング株式会社
住所 本店 〒141-0031
東京都品川区西五反田八丁目8番16号
五反田高砂ビル703
電話番号 (03) 5436-6120
新宿支店 〒160-0023
東京都新宿区西新宿7丁目9番16号
西新宿佐藤ビル6階
電話番号 (03) 5338-2444

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第2747号

○ 投資助言契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 助言業務の詳細・報酬等について

当社が提供する助言業務は次のとおりです。

商品名称	助言金融商品	助言方法	助言頻度	税別報酬額	契約期間
日経ドカン！ ゴールドコー ス	国内上場株式 日経 225 オプ ション取引	メール配信	週に1回以上	1か月 27,593円	1か月
				6か月 138,704円	6か月
				12か月 275,930円	12か月 自動更新あり

※ ウェブ（サイト）閲覧とは、お客様に ID とパスワードを付与してログインすることで、売買の時期や価格等が記載されたページ閲覧することをいいます。

※ メール配信とは、売買の時期や価格等が記載されたメールをお客様が指定したメールアドレスに配信することをいいます。

※ 自動更新ありと記載されている商品については、契約期間満了の15日前までにお客様から解約の申出が無いときは、更に契約期間と同期間が自動延長されるものとし、以降も同様とします。

※ 顧客は、会員登録時に虚偽の事項を登録したときは、金50万円の違約金を支払う責を負うものとする。

※ 報酬金等の支払時期

報酬は、契約時に選択されたコースのうち契約期間に応じた代金を契約時（更新の場合には更新時）に受領するものとし、

支払いの方法は、クレジットカード決済又は銀行振込のいずれかとします。

※ 投資助言サービスは、ヘッジファンドバンキング株式会社から直接提供するという方法でのみ行なっており、提供を受けたお客様限りでご使用ください。投資助言のいかなる部分についても、一切の権利はヘッジファンドバンキング株式会社に帰属しており、電子的または機械的など手段を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送を決して行なわないようお願いいたします。投資助言の内容について、その一部であっても無断で複製・転送を行なったことが確認された場合は、損害賠償金として50万円を徴求させて頂くことがありますのでご留意ください。

○ 金融商品に係るリスク

国内株式

- ・ 株価の変動により、元本欠損を被ることがあります。
- ・ 会社の経営・財務状況等の変化及びそれらに関する外部評価の変化による信用状況悪化により株価が下落し、元本欠損を被ることがあります。
- ・ 発行会社の民事再生手続や倒産等により、投資元本の全額を失うことがあります。

外国株式

(前記1の国内株式の場合に加えて、以下のリスクがありますのでご注意ください。)

- ・ 為替の変動により元本欠損を被ることがあります。
- ・ 外国における政治・経済・社会情勢等の変動により、企業業績が悪化したり、為替が変動し元本欠損を被ることがあります。

外国為替証拠金取引

- ・ 外国為替相場は常に変動しており、短期間に大きく変動する場合があります。相場が業者の思惑とは異なる方向へ動いた場合には、損失を被るリスクがあります。
- ・ 外国為替証拠金取引は、小額の資金（証拠金）で大きな額の取引ができるレバレッジ効果によって多大な利益を得ることが可能な反面、大きな損失を被る恐れもあります。その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。
- ・ 外国為替相場の変動等により、お客様の未決済建玉に評価損が発生し、取引証拠金から当該評価損額を差引いた額が、維持すべき証拠金額を下回った場合、未決済建玉のすべてが自動的に反対売買されることにより、決済されます。相場状況等によっては、その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。
- ・ 逆指値注文は、外国為替相場が急激に変動した場合などの状況においては、指定した価格から大きく乖離して約定されることがあります。こ

のため、損失を限定させるために行われた逆指値注文は、必ずしも損失を想定した額の範囲に留められるとは限らず、意図しない損失となる可能性があります。相場状況等によっては、その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。

- 外国為替市場において、取引高が少ないことから決済のための売戻しや買戻しが行えないことにより発生するリスクです。取引する通貨固有の流動性に加え、主要国の休日や、天変地異、戦争やテロ、政変、政府による外国為替管理政策の変更などが、その原因になり得ます。
- お客様が取引する外国為替証拠金取引は、お客様と外国為替証拠金取引業者との間で行われる相対取引（店頭金融先物取引）です。このため、外国為替証拠金取引業者の信用状況によっては損失を被る危険性があります。但し、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金は、外国為替証拠金取引業者の自己資金とは別に分別保管されることにより、資産が保全されるように図られています。

株価指数先物取引

株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。したがって、株価指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 株価指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額（計算上の利益の払出額を含みます。）が発生した時は、追加証拠金の差入れが必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で建玉の一部または全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で

生じた損失についても責任を負うこととなります。

- ・ 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限などの規制措置がとられることがあります。そのため、追加証拠金の差入れや代用有価証券と現金の差換えなどが必要となる場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場の値段が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、証券取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

株価指数オプション取引のリスクについて

株価指数オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、株価指数オプション取引は、市場価格が現実の株価指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の株価指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失を被る危険性を有しています。したがって、株価指数オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
- ・ 市場の状況によっては、証券取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

■ 株価指数オプションの買方特有のリスク

- ・ 株価指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに転売または権利行使（日経225オプション取引の場合、権利行使日は取引最終日の翌日のみ）を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

■ 株価指数オプションの売方特有のリスク

- ・ 売方は、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ・ 売方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れなければなりません。その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、追加証拠金の差入れが必要となります。
- ・ 所定の時限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で売建玉の一部または全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・ 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置が取られることがあります。そのため、追加証拠金の差入れ等が必要となる場合があります。
- ・ 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いには、次のとおりです。

- 1 お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができるものとします。
- 2 契約の解除日は、顧客がその書面を発した日とします。
- 3 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。
 - (1) 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（通信費等）相当額を受領します。
 - (2) 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会

通念上妥当であると認められる分のみ)を受領します。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てる。受領した金額から、これらの金額を差し引いた残額を返金し、契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求しないものとします。

4 クーリングオフ期間経過後の契約の解約と返金

お客様は、クーリングオフ期間経過後の解約はできないものとします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に関する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 自動更新をせずに契約期間が満了したとき。
- (2) クーリング・オフの申出があったとき。
- (3) 当社が、投資助言業を廃業したとき。

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 顧客を相手方としてまたは顧客のために以下の行為を行うこと
 - ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
 - ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理
 - ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理

- ・取引所金融商品市場における有価証券の売買または市場デリバティブ取引
- ・外国金融市場における有価証券の売買または外国市場デリバティブ取引

④ 店頭デリバティブ取引またはその媒介、取次ぎもしくは代理

- (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、または当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、または顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

○ 苦情処理措置について

お客様からの苦情につきましては、当社が定める苦情・紛争処理規程に基づいて当社の苦情取扱責任者が対応させていただきます。お客様は、苦情・紛争処理規程を当社において閲覧することが可能です。

苦情の受付窓口については以下のとおりです。

電 話 (03) 5436-6120

苦情取扱責任者 山崎 毅

○ 紛争解決措置について

当社とお客様との間における紛争を次に掲げる紛争解決機関によるあっせん又は仲裁手続により解決を図ることとしています。

- | | | |
|---|----------------|------------------|
| 1 | 東京弁護士会紛争解決センター | 03 - 3581 - 0031 |
| 2 | 第一東京弁護士会仲裁センター | 03 - 3595 - 8588 |
| 3 | 第二東京弁護士会仲裁センター | 03 - 3581 - 2249 |

当社は、紛争解決機関との協定書及び紛争解決機関の規則を遵守し、紛争解決機関が行う斡旋の手続きに従って、紛争の解決に努めます。

会社の概要

- 1 資 本 金 金 8 0 0 万 円

- 2 役 員 の 氏 名 代表取締役 田中 類
取 締 役 志村 暢彦

- 3 主 要 株 主 田中類 山崎毅 小林順司 新山優
志村暢彦

- 4 分析者・投資判断者 太田 二郎 新山 優 金城 成福
立山 晃一 似鳥 英伸 若林 史江
平田 和生 小林 敦子

- 5 助 言 者 太田 二郎 新山 優 金城 成福
立山 晃一 似鳥 英伸 若林 史江
平田 和生 小林 敦子

6 当社への連絡方法

当社へご連絡の際は、次の電話番号にご連絡下さい。

(0 3) 5 4 3 6 - 6 1 2 0

7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、金融商品取引業協会又は対象事業者となる認定投資者保護団体に加入していません。

8 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、投資に関するセミナーを行っています。